

第2回 意見交換会

平成29年3月9日 午前10時～

於：三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」

【参加者】敬称略

来賓 三重県議会議員 野口 正

三重県議会議員 服部富雄

三重県健康福祉部食品安全課 生活衛生・動物愛護班 班長 柴田直樹

三重県健康福祉部食品安全課 生活衛生・動物愛護班 主任 安藤 淳

司会 森口利香

NPO 法人グリーンNet—伊藤恭代 杉谷真由美 松之下全啓 松之下清嘉 武藤安子

応募参加者 10名

(注1)：同じ内容の質問や回答、表記によって読みづらくなる語彙、個々の挨拶等は省略しております。予めご了承ください。

(注2)：聴き取り不能の表記→(#####@00:00:00)

服部県議：・・・動物愛護に関しましては武藤さんからいろいろとご指導いただいて、6年ほど前だったんですが、勉強させていただいたんです。県議会という立場から皆さんの取り組みを少しは応援させていただくと。今回、ご存じのように、再来月ですね、5月の28日、動物愛護推進センターが開所をいたします。新たな建物というふうな形でありまして。そしてまた、私もこの2月の28日、ちょっと長くなって申し訳ないんですが、私も一般質問をさせていただきまして、今まで動物愛護、殺処分ゼロに向けての取り組みに対してはいろいろと質問させていただいてたんですが、今回、質問させていただきました。特に、これからの推進センターの運営、もちろん今、事務方がきょうは出席をされておりますので、いろんなこととお話ししていただけたらと思うんですが、特にボランティアの皆さんのご意見をしっかりと考えさせていただいて、そして、ボランティアの皆さんがどういうふうな方向性を求めているのかということと行政も捉えて運営をしていくということでもございます。

殺処分ゼロに向けては賛成派もみえますし、反対派もみえるということは私たちもよく知っております。ですが、やはり、命の大切さというものを考えると、われわれも殺処分ゼロに向けての三重県の取り組みも大いに支援をしていかなきゃいけないという思いできょうはここへ来させていただきました。いろんなご意見を承りながら、県の執行部のほうにも私たち訴えをさせていただきますので、きょうは私の同僚議員の野口議員が見えてございますので、また彼も松阪でございますので、努力していただけたらと思いますので、また、なお一層のご理解をよろしく願いいたしたいと思います。

長々となりまして申し訳ありませんが、また、よろしく願いいたします。

森口：ありがとうございました。続きまして、三重県議会議員、野口正様、お願いを申し上げます。

野口県議： 松阪選出の野口と申します。大変申し訳ないです。私、ここへ来たのが、何も分からずに来てますもので、大変申し訳ないと言いますと、鈴鹿選出の小林県会議員さんからあんな委員会ないからあんなでって。私、ちょうど今、福祉常任委員会の副委員長をさせていただいてますので、交流があるので行ってこいということで、分かりましたということで、取りあえず来らしていただいたような格好で大変申し訳ないです。事実、さっき言ったわけです。

昨日も小嶋委員長とあの時おった吉川さんにも話をして、きょう見えるような話をしとったんですけど、吉川先生ちょっと体調が不良ですもんで厳しいのかなと思っとたら、4名見えると聞いてましたけどね。ちょっとまだ見えてないんであれですけど。一生懸命勉強させていただいて。目的は一緒だと思ってますし、やるべきこともやらなきゃならないこと一緒だと思ってますので、われわれも一緒に力を合わせて動きよりますので期待したいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

森口： ありがとうございます。ご来賓の皆さまにはこれからもどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただ今より議題三つございます。こちらを市民の皆さまと行政の方とで、大きなお声で、マイクを通さずですので大きなお声で意見の交換をしていただきたいと思えます。では、早速ですが、まず1枚目、意見交換会の要旨から、こちらの議題から入ってまいりたいと思えます。

前回からのお話を進めていただいております、啓発資料の作成にあたり、収集されている取り組み状況の資料、こちら配布していただいておりますが、こちらについて説明をお願いいたします。

安藤： 事前に机の上に配らせていただいております資料になるんですけど、わら版紙のほうですね。健康福祉部からお渡ししている資料が4枚あります。最初に資料の確認だけさせていただきたいんですけど。本日の議題三つのそれぞれのご用意させていただいた回答になります。1枚目が議題1、2枚目が議題2と3のデータになります。3枚目は一応参考として伊賀保健所のほうが作成させていただいている啓発資料の添付。あと最後に、もちろんご存じだとは思いますが、法律に関する参考資料のほうを付けさせていただきます。

1番から説明させていただきます。

森口： それでは、資料の説明と、あと啓発チラシ作成の進ちょく状況等、教えていただきたいと思えます。お願いいたします。

安藤： 今回、武藤理事長のほうから、今回第2回目の意見交換会について、こういった内容の確認をさせてもらいたいというお話をいただきまして、各保健所のほうにその内容を送って集計させていただいたものが、お配りした資料になります。

1番については1枚目の表になります。回答あった中で、今現状、地域猫活動、TNL活動のほうを県内で行っている保健所のほうが鈴鹿保健所、津保健所、伊勢、伊賀、熊野、5件

の保健所のほうで活動させていただいております。

それぞれの取り組み状況のほうを一覧にさせていただいておりますが、地域を示したものと、実績だけの報告になってしまったものが別々になってしまっていて大変申し訳ないんですが。鈴鹿では、これは27年からの実績になります。行政枠として、どうぶつの基金さんを使わせてもらってやった部分が手術数の行政のほうになります。あと、ボランティアのお力等によりさせてもらった手術がその他という形になっております。

津保健所では、これは27年度の実績になって、熊野のほうの実績になります。

伊賀保健所では、一番早く三重県内で取り組みが始めた保健所になるんですけど、26年、27年、28年と対応させていただいております、合計397頭の猫について避妊・去勢手術のほうは実施できております。

一応、普及啓発というところで、皆さんのお耳にも入ってるかと思うんですけど、横の米印ですね、地元情報誌と連携した普及啓発という形で26年から現時点までで全8回のほう、掲載させていただいております。

お付けした3枚目の資料が、地元自治会への啓発資料ということで付けさせていただきました。これは武藤さんのほうからご提案いただいて、伊賀の千田主査のほうが作成させていただいて配布している資料になりますので。

武藤： ありがたいことです。

安藤： 大変、こちらこそ、ありがとうございます。

伊勢保健所になりますと、平成27年、28年度と、地域は1カ所になるんですけど、継続的に実施しております、総数としては100匹程度いる地域を徐々にやらせていただいております、今、約半分のところまで進んだというお話です。

最後、熊野保健所のほうは今年の実績になるんですけど、今年初めて手を付けていただいた、初めての取り組みで85頭の猫について避妊・去勢手術を行うことができました。

前回の意見交換会でちょうどしております、啓発資料の作成のほうなんですけど。今現状、グリーンネットさんとか他の団体さんから要望もいただいております、もちろん、武藤理事長ご存じなんですけど、鈴鹿保健所であったり、尾鷲保健所とか熊野保健所、伊賀も含めて、こういった資料のほうを今、作成していただいて、自治会のほう等に配らせていただいておりますが、前回の意見交換会でちょうどしております、何ていうんですかね。

武藤： 三重県としての。

安藤： 三重県としてTNR、地域猫活動を進めるにあたっての資料なんですけど。進んでいるのは進んでいるんですけど、ご存じのとおり、5月に「あすまいる」ができて、そこで避妊・去勢手術を無料で行わせてもらうのはご存じだと思うんですけど。その内容を含めて周知をさせてもらいたい。実は、ご意見の中に、取りあえずTNRを建設中の「あすまいる」が出来上がったところで避妊・去勢手術を無料でさせてもらう取り組みを始めるんですけど、受け皿がない状況で周知をするというところに、ちょっと県として、うちの班として疑問がありまして。TNRというのはもちろん推進するのは、それは当たり前のことなんです

けど、紹介だけして、手術はご自分たちでやってくださいというのは、県としてはなかなか、助けることにならないのかなど。ですので、三重県として、TNR、地域猫活動を進めるにあたって、手術をすることができますから一緒にやっていきませんかというところで、ぜひ周知啓発というところを進めたいと思ってますので、手が付いてないと言われると、それになってしまうのは、しょうがないというか、そういう結果にはなっているんですけど、現状。ですけど、「あすまいる」がスタートして、手術できますというところの内容を盛り込んだ上で、チラシもしくはホームページのほうの作成を今、検討しておりますので、そこについてはご理解、ご協力のほうをお願いできないかと思って、きょう、お示しするものがないんですけど、受け皿、手術ができます、ですので皆さんで進めましょう、ご協力をお願いしますという形のを今、考えておりますので、ぜひ、そのことについてはご理解お願いしたいと思います。

森口： 5月開所までに作成いただける？

安藤： そうですね。スタートと同時に。5月28日のオープンの日から手術というのはなかなか難しいところがあるので、まず、取り組む譲渡であったり、避妊・去勢手術というところは一番の目的で始まる施設なので、5月と言われると厳しいかもしれないですけど、その日から、正直、きょう持ってきて避妊・去勢手術やりますというのは、正直、現実的な話ではないんですけど。センター自体も今、一応4人で運営していく施設になるんですけど、その中には獣医師であったり、事務も含めてやっていくので、毎日のように手術というのはきっとできないと思います。そこは皆さんと調整等、地域との調整しましょう、調整というところがあったところで三重県全体の手術を行っていくことになるので、かなりタイトな日程にはなると思うんですけど。夏には動き始めるんですね。そこは、時期的なことを僕が言うのはあれなんですけど、啓発についてはオープンと同時にできればいいなというところですね、今のところ。すみません。

森口： ありがとうございます。TNR活動の取り組みは進んでいるという報告をちょうだいしましたが、いまだ野良猫の排除の対応をされている保健所があります。そちらに対して県はどのように指導されているのか、お答えください。

安藤： 排除というと、前回、武藤理事長からお話が出た、駆除目的？

武藤： 猫が嫌いな人から苦情が入ったときに、保健所の職員さんが、餌をやるなという指導をしたりとか、あと、家の中で飼えと、家の中に入れろというふうなことを言って、これは排除ですよ、両方とも。こういうようなことをされている所が多々あるんです。

お手元の資料にもありますけれども。津保健所もそうですね。松阪保健所も。例えば、長期飼養者、長期間にわたって餌をやっている人は飼い主になる恐れがあるから、飼い主責任が発生するようなことを言ってます。餌をやるなというチラシを市、町さんと作りまして、回覧板で回したりとかされてるんですけど、この点はどうでしょうか。

安藤： 餌やりなんですけど、僕も津の保健所にいたことがあるんですけど。中には、前

回の意見交換会でも僕、お話ししたかもしれないんですけど、公園とかに行って、ばーってまいて、ただ帰っていくという方も中には見えますよね。そういった方についての対応で、そういうことはやめてくださいという指導はもちろん、させてもらったことはあるんです。それはふん尿の、ただ、そこに野良猫が集まったとして、ふん尿は違う所にしてしまおうとか。ですので、みだりな餌やりというのはやめてくださいという指導は、僕はしなければならぬのかなと思うんですけど、そこはどうか。何か間違ってますかね。

武藤： やり方を注意してもらえばいいだけの話だと思うんですね。餌をやるのではなくて、やり方を改めてもらうっていうふうにしてもらいたいです。餌をやるな、ではないです。

安藤： 餌場を作って、例えば近くに、砂場、砂というか、ふんをするものを設けるとか、トイレを設けるっていうようなことまで指導はさせてもらうというお話なんですね。ではなくて？ 時間を決めてとか。

武藤： それは現場、現場によると思います。

安藤： 一概に、業務報告だけ見ると、餌やっちゃ駄目ですよというふうにも取れないことはないんですけど。ごめんなさい。この話、個別に全部、今、初めて見てるので、なかなか申し上げることができないんですけど。おうちの中で飼ってくださいというのは。

武藤： だから、自分ちの敷地内で餌をやっていて、隣近所さんから苦情が来てるっていう場合ですね。大概、そんな感じなんです、見てると。ですので、公園とかでばらまいてるとか、そういうのではないと思います。

安藤： 例えば、自宅で餌をあげるにしても、それは飼い主のいない猫が集まってくるということなんですよ。それは自分の猫？ではないんですか。

武藤： じゃなくて、飼い主のいない猫が。

安藤： 飼い主のいない猫ちゃんたちに対して、時間とか決めてやられてる方もいるし、そこに常時、餌が置かれている状態というのは、周りの人たちは、ちょっとって思うときはありますよね、それは。いつも、あそこには猫がひっきりなしに入って行って、出てきて、うちの庭木をやってしまおうとか、花を踏みつぶしてやっちゃうっていう苦情はよくありますよね。ですので、そういうときの対応として、おうちの中で飼えというのはなかなか、飼い主のいない猫っていう取り扱いを、餌やられてる人も餌だけやってますっていう人ももちろんいるので。飼い猫であれば、「おうちの中で飼ってください」というのは、僕も言ったことがあります、正直。できる限り、もちろん感染症とか猫にはありますので、可能な限りおうちの中で飼っていただいて、敷地内、せめて敷地内ぐらに出るぐらにとどめてみてはどうですかっていうようなお話はしたことがあるんですけど。

保健所の指導、飼い主のいる猫と飼い主のいない猫の差というのは、もちろんあると思

うんです、取り扱いとか飼い方、餌のあげ方について差はあると思いますし。周辺の方に対する配慮というのはもちろん、それは必要ですね。

武藤： 配慮っていうと、おトイレを作るということだけなのかなと思うんですけども。あとは置き餌をしないとか。このぐらいじゃないかなと。

安藤： 僕の中の、飼い主のいない猫への対応の究極は、周りの人が理解してくれるのが一番だなと、僕思うんですよね。僕、正直、田舎のほうの出なんで、猫は普通にいて、餌やってる人ももちろんいましたし、でも、周りは別に特に、猫いるなっていう感じで生活してたので、周りの苦情、苦情というところであれですけどね。ちょっと嫌だなと思ってる人に対して、どういうケアができるかというところで、保健所のほうも努力しなければいけないし、餌をやられてる方も配慮はしていただきたいなというところなんです。うちは餌だけやってるから、他に猫がいて何してても知らないよというのは、ちょっとおかしな話になりますよね。僕はそう思うんですけどね。

武藤： そこで餌やりさんに何を求めていくんでしょうか、

安藤： ですので、例えば、完結するように餌を与えてもらったら、しつけは難しいですけど、トイレを設けてもらう。例えば、すぐ横に置いてたら猫ちゃんはいないので、敷地内の別の場所にトイレを用意していただくとか。あとは、僕が昔、猫の餌をやっている方にお話ししたのは、時間を決めてもらって、うちはこういうことをしてますというのを自治会長さんなりにお話ししてもらって、例えば、うちにこういう猫が来るけど、理解してもらいながらという、周りの理解も得ながらやってもらったら、僕はいいのかなと思うんですけど。なかなか全部はいかないですよ。地域の方全員の理解を得た上でやるのはなかなか難しいですけど、そういうのを少しずつ進めていかないと、猫を捕まえちゃう人とか、猫に何かをしてしまう人というのは出てくるのかなっていうふうに、僕は思うんですけど。

武藤： 現実に、餌をやるなという指導をされてますので。それとか、野良猫を箱の中に入れて、ゲージの中へ入れて飼うようにという指導をカサイさんはされてます、津の。ですので、こういった対応に対して、県としては、今現状、何も対応されていないっていう感じが受け取れるんですけども。それでしたら、マニュアルを作っていただいて、こういうときはこういうふうに対応するというのを決めていただいたらどうかなと思うんですけども。今の保健所さんの対応では、TNRも地域猫も全く進まないような対応になっておりますので。

柴田： そういった個別の事案があるということですよ。そういったことが実際にあったということですよ。

武藤： 実際にありますね。

柴田： 前回もこういう話で、言わせてもらいましたが、一個一個の事例がどうのこのというの、この立場で、実際、さっきまでケースバイケースだとおっしゃっていただいてたと思うんですけども、そういう指導が良かったことがあったのかもしれないので、それが本当に正しかったかどうかというのは、ここでは何かコメントはというのは難しいとは思いますが。そういったところですね。

そういったご意見は、こういった事案あったということは、こちらも賜りますので。実際、こちらも、そういうとこでどうやったのかというのは、これは津の、お名前出していただけなのであれですけど、そこの者に聞くとか、津保健所に確認しないと、この場でそれが良かったのか悪かったかと言われても、ちょっとそれは多分、返事、今はできないと思いますけど。そういう意見があったので、そういうことがないようにということでのご要望ということで、うちのほうも保健所に確認しますし、そういったことは周知はして、各保健所の担当の者がその辺は情報共有していきたいとは思っております。そうでしょうか、今の、なかなか一つの事案をずっと、これがおかしいと言われても、なかなか難しいので。

服部： 柴田さん。今の対応がどうなのかということと言われてるわけだから。地域の保健所へ行って、それを担当者に聞いて、確認をして、今後どうするかということの話をあなたのほうからしてもらわないと(###@00:24:50)。

柴田： 分かりました、先生からあったように、その事案について、今、後でまた詳しい事案聞きたいんですけどというか、それはうちのほうも確認して、本当にどうやったのか、それが適切やったのかというのは、それは当然するべきやと思いますね。僕はさせていただきたいと思います。

武藤 お願いします。

松之下： すみません。センターについての質問なんですが、最初の。センターで野良猫ちゃんを無料手術っていうお話あったんですけど。野良猫ちゃんは無料手術でされてて、飼い猫に対してはどんな感じですか。

柴田： 飼い猫ですか。

松之下： 一般の病院よりも安く手術してくれるような、そんなような感じ。

柴田： 一般の飼い猫ですよ、普通に。それはもう、そういうことは一切しません。

松之下： 何もしない？ 一般の家庭で避妊手術をせずに、家で増えたものを捨てられたりとかいうこともあると思うんですけど。そういったことに対しては全く？

柴田： 基本的にまず飼い猫やったら、それは飼い主が自らすべきですよ。だから、県としてはそれまでしてしまうと、開業の獣医さんもおりますので、そういうかたがたの仕

事を奪ってしまうということは、これは絶対に問題です。あくまでも県がやるのは、飼い主がいなくて、しかも TNR と。飼い主のいない猫やたらなんでもということではなくて、TNR とか地域猫というのをきちんとやっていくので、県も関わった、そういった猫についてと考えてます。

松之下： 分かりました。

杉谷： すみません。前回、お話ししてもらった松阪のおばあさんの件なんですけれども。家で自分が餌をやっている猫が 8 匹いて、毎回毎回子どもを産むから、これで何とかしたいということで相談いただいて、まず保健所のほうに相談をしてもらったらしいんですけども、特に何といった対応はなく困っているところで、ちょっと縁がありまして。去年の話ですけどね。それで、この春、出産するまでに何とかその 8 匹を手術しようということで、グリーンネットのほうで、また、してもらいます。今、6 匹終わりました、まず。

今年の 2 月の 14 日に松阪保健所のほうに、その活動をさせてもらいますという報告と、それはもちろん、松阪保健所のほうもその方についてはご存じであった。保健所の方ですもんで、もちろん住所も全部ご存じであったということで、そしたら何とか連携をということでお話をさせてもらって、そのときに、TNR のチラシを松阪保健所の方にお渡しさせてもらいました。松阪保健所のヤマザキさんなんですけれども、前向きにこれを話し合いをさせてもらいますということで、そこで収められたわけですが。

先ほどお電話で確認したんですけれども。こちらのほうで 6 匹猫が耳カットをして進んでおりますので、そちらのチラシのほうの進ちょく具合はいかがですかということで聞かせてもらったのですが、まだ、地域の温度差を踏まえてとか、それぞれのニーズが分からないとか、できることがあれば協力したいけどとか、そういう返事しか返ってこなかったということは、先ほど言ってもらいました、啓発資料の作成、三重県のほうから各保健所にそれが進んでいるということでしたんですが、松阪に関しては、それが一つもなかったと。全く啓発活動をする気配がありません。そして、全部、一般市民であるほうの私たちに丸投げという形を今でもまだ取られているというところで、何も解決にはなりません。一応、これをご報告させていただきます。

服部： よろしいですか。TNR 活動というので捕獲して、そして避妊をして、そしてまた元の場所へ戻すという活動をしておると。私はカットする、耳をです、カットはちょっと私はかわいそうなんじゃないかなという思いはあります。耳がカットされてることによって、捕獲されても、そのまま捕獲はされないというような形を取るらしいんですけど。やっぱり、耳カットする、かわいそうやな、痛いだろうなというふうに私も思いますのでね。何かもっと違う方法があるんじゃないかというのは考えてるんですけどね。何らかのデータを埋め込んで、こうやれば、この子は避妊してるなとか、避妊しないなというのが分かるような取り組みが、本来はあってもいいかなと。耳カットするのは、私、動物虐待みたいな気がして、やめたほうがいいんじゃないかと私は思ったんですけど。

松之下： 痛みはありませんので。

杉谷： チップを埋め込むほうが、化膿もするし痛いと思うんですけども。

服部： チップはもちろん、見た感じは(###@00:30:20)犬のほうにもチップ埋め込みますけど、結構値段的に高いんじゃ、チップのほうが。どうなんです？

松之下： 高いし、リスクもね。

杉谷： ありますし。チップの中を見る道具というものが各保健所ないと思います。

服部： 保健所にね。

杉谷： だから、意味がないと思います。耳カットのほうが麻酔をかけてカットして、その後、きちんと治療もしてもらって、抗生剤も投与してもらってます。何回も捕まえて、何回もおなか切られることを思ったら。

服部： それはね。かわいそうですけども。

杉谷： 一番いいことやと思います。カットのことは置いておいてですね。全く保健所のほうが一向も進んでいないという、意識が全く低いという。県の声が届いてないんじゃないでしょうか。

安藤： 前回、杉谷さんからお教えいただいた件について、また、ご意見賜りましたので、先ほどの津の件と同様に統一の対応として確認のほうをさせていただきたいと思います。

あと 1 件だけ、お伝えしたいのは、マイクロチップのリーダーについては全部、保健所でリーダーを買ってますので、その点だけは修正させていただきたいと思います。ありがとうございます。

森口： それでは、次の議題へと入ってまいります。次の議題ですが、駆除目的の引き取りについてでございます。こちら資料が 2 枚目のほうにございますので、こちらの資料のご説明はいただけますか。お願いいたします。

安藤： 二つ目の議題として、理事長から賜った結果のほうが 2 枚目の結果になります。平成 28 年 2 月 1 日から 12 月末、これ、この期間の設定がお聞かせいただければと、分からなかったのです。取りあえず 2 月 1 日から 12 月末の期間において生活環境の保全上の支障を防止するための猫の引き取りをした月日、頭数、現場の状況についてデータをというお話でしたので、各保健所のほうからデータを収集して取りまとめたのがこの表になります。回答があったのが鈴鹿保健所、伊賀保健所、熊野保健所になります。

鈴鹿については。ごめんなさい。この表、なかなか説明するのが難しいんですけど。これらの猫について現場の確認を行った上で TNR の照会であったり、現地を確認というところをさせてもらっております。

伊賀のほうでの対応を見ると、僕はすごく良かったなというのは、こういった聞き取り

は行ってるんですけど、情報を仕入れて現場のほうに職員、市、町のほうで協力して現場の確認に行って、この黒い星印ですね。TNRの活動の支援につながって、実績を上げているという所がありますので、草の根を分けるというか、こういった引き取りというのは最初にはあるんですけど、結果的には飼い主のいない猫の削減にはつなげられることができるのではないかと考えております。

あと熊野保健所の現状は、その下の小さな表になります。

よろしかったでしょうか。

森口： 捕獲された猫の、駆除目的の引き取りは違法でございます。これについての回答も含めてお話させていただきたいんですが。皆さまからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

武藤： すみません。状況確認のところが、丸の所ですけれども、この状況を教えていただきたいんですが。丸だけになっているので。どのような状況だったのか。

安藤： どういう状況だったかということですか。猫が何頭いて。

武藤： そうですね。

安藤： すみません。そこはちょっと、ごめんなさい。聞いてないのが正直なところですよ。ごめんなさい。僕の捉え方が、理事長に連絡してから保健所に聞けばよかったのかもしれないですけど。状況確認を行ったか否かというところ、生活環境が支障を来しているのかどうかという確認に保健所が行ったのかどうかということのご質問だと、僕は、すみません、勝手に理解してしまったので。行ったか、行かないかというのをきちんと報告しなさいというふうに保健所には投げってしまったんですね。ですので、ただ聞き取りでその案件を終わったのか、ではなくて、きちんとその現場を確認に行きましたかというふうに聞いてしまったので。その集計は、僕、持っていないです。すみません。

武藤： そうしましたら、確認された現場の状況と、あとはペケの所については持ち込みをした方。

安藤： からの聞き取り。

武藤： の方からの聞き取りがあると思いますので。それを確認して、聞いていただいて、ご回答いただきたいんですけども、あらためて。

安藤： 一覧で、こういうペーパーにして。

武藤： そうですね、ペーパーにして。

安藤： 分かりました。すみません。僕の理解が足りなくて、大変申し訳ない。ですので、

もう一度、三つの保健所を確認させていただいた上で、その点についてはご回答させていただきたいと思います。

武藤： それと、すみません。本当にこの三つの保健所だけでしょうか。他にもあると思うんですけども。

安藤： 本当にと言われるとあれなんですけど。僕は回答をいただいた、投げて回答をいただいでるので。

武藤： ないなら、ないというふうにきっちりと回答をしていただきたいなと思います。無回答ではなくて。

安藤： 無回答ではないです。ないという答えは返ってきてます。

武藤： ないという答えを、なるほど。

安藤： ですので、それが右の横表ですね。すみません。それは対応結果がありませんっていう答えが返ってきたものについてはこういう形。内容、ある場合はこの表、詳細を埋めなさいという形を投げてるので、これが全てです。

武藤： 分かりました。

D： すみません。この聞き取りというのは、私はあまりよく分からないんですけど。例えば、現地確認 4 頭で、状況確認というのは誰かが、公園かなんかにいるから何とかしてくれっていうのを見に行ったという現地確認ですね。

安藤： そういうわけではなくて、保健所のほうに連れ込まれたのが、例えば鈴鹿保健所の一番上ですね。4月4日の日に6匹持ち込まれたと。それに対して、保健所が引き取る時の理由を聞くんですね。この猫はなんでここに来たんだという状況確認をします。引き取りを拒否することが、ご存じだと思いますけど、法律で定まってるので、保健所はずっと聞くんですね。この子はどういう状況で、あなたがここにいるんだ？ということを事細かに聞きます。その理由が法律に基づいて引き取るべきっていう判断をした場合は引き取る。生活環境の保全上の支障ということで、これが保健所のほうが新たに対応すべき案件、例えば、ありますように TNR をやったら、ここから引き取りはなくなるんじゃないかというような判断をしていきます。確認をしていきます。ですので。

E： 現場まで行かれているんですか。その場所まで行かれてるの？(###@00:39:01)。

安藤： 状況確認というのは、丸が付いてるのは現場を。

E： その家まで？

安藤： 例えば公園であったり。

E： 捕まった所へ行くってということ？

安藤： そこを確認して、次の対応を打っていく。そこの地域の人にお話を聞かせてもらったり、例えば、市、町のほうに、こういった苦情は来てませんかというような確認とか。そこから TNR の活動を進めていくという一つのツールにはなっています。

D： 頭数のところに6とか4とか5、これは一応、保健所が引き取ったんですね。

安藤 引き取った猫であります。

D： それ、どこにいるんですか。保健所にいるんですか。

安藤： これはさまざまです。譲渡に回る猫。例えば、ボランティアさんの方にお渡しする猫もありますし、申し訳ないですが、殺処分になった猫も中にはいると思います。

D： それの引き取り数がこんなにあるってということですよ。

F： 野良猫自体は保健所さんが引き取っていただけるということですか、誰かが持っていけば。

安藤： 引き取っていただけるというと。

F： 引き取りするってということですよ。

安藤： 引き取り者がいない子猫という。

F： 引き取りをするということですか、連れていけば。

D： 状況判断って、今、だから、考えるのは保健所の方が、引き取ります、拒否しますというのは、保健所さんの人たちが、今、何か言われた、考えて決めるわけですよ。

安藤： そうですね。法律に照らし合わせて判断させてもらってるんですけど。

D： それでも、法律に基づいて、これはしゃあないなっていう猫を引き取っている数(#####@00:40:49)。

安藤： そうですね。ですので、例えば、きょうの資料の一番後ろに引き取りに関する資料を付けさせてもらったんですけど。拒否することができる内容とかが、ここに書かれて

ますので、お時間ある際に読んでいただければとは思いますが。例えば、引き取りを拒否することができるというのが、下の施行規則と21条の2っていう所に書かれてるんですけど。例えば、動物取扱業を取られている業者さんからの引き取りというのは完全に拒否します。あとは七つほど項目はあるんですけど、こういった内容を加味して判断していくということにはなりませんね。

D： あと個人的に勝手な人っていっぱいいるじゃないですか。飼っという、何やら理由をつけて、もう要らんからみたいな。

柴田： 飼い主さんからですね。

D： それも。

安藤： 飼い主さんからの引き取りというのもあります。

柴田： ありますけど、ここには入ってません。

安藤： ここには入ってないです。

D： あるんですか。

安藤： あります。

D： これは、つまり野良ちゃんの内容ですか。

安藤： 引き取ることができる、引き取らなければならないというのは法律の、上の、上段にあって、それは飼い主がいる猫の場合と、飼い主がいない猫の場合というのがあるということです。

D： どちらにしろ、飼い主がいる場合も、今は野良ちゃんのことでも話し合ってもらっているものであれですけど、飼い主のある子を連れ込まれても、その人の話を聞いて。

安藤： 基本的には拒否します。飼い主さんは終生飼養の義務が基本的にはあるので。最後まで飼ってくださいという説明をずっとする。

D： それは一応拒否してもらってるんですね。

安藤： それは皆さん、当たり前ですから。

柴田： ただ、いろんな事情がありますので、その飼い主に。一応、例えば次の飼い主を探してもらおう努力はしましたよとか、そういったいろんなことを確認して、いろんなこ

とをやってもらったけども、どうしてもという場合には、これは引き取らざるを得ないので、そういう飼い主さんもいて、いろんな努力してもらったけど、どうしても次の一手がないもんでという場合は引き取りますけども。基本的にはほとんど、ほぼ拒絶で。そういった犬や猫が来ることは保健所にありません。

杉谷： すみません。こちらから出る緑の表紙の資料のところの、引き取り状況のところを見てもらうと、ほとんどミルク猫なんですけれども。ミルク猫のいた状況というのは親のいない猫が自分の敷地の中にいたのでっていうことで持ち込まれることが本当に多いんですが。大体、親のない猫というのが書いてあるんですけど。子猫が生まれとる以上、親は絶対おるわけで、子猫が毎日鳴いとるということは親がミルクをやつとる、お乳をやつとるということなので、親がないから置いてられないからということで薬殺されるというのが大変多いんです。

それは、でも、はっきり言って、駆除になってしまうのではないのでしょうか。本当にそれは、子猫の場合は大半がそういった理由なんですけど、道を歩けばよちよちというような感じになってしまうので、そこをもう少し、各市の保健所のほうに指導してもらえるようにお願いしたいのですが。

武藤： 生活環境の保全上の支障を防止するために TNR 活動とか地域猫活動があるので、そこに話を持って行っていただいて、引き取りは拒否するというふうにしていただきたいんです。生活環境を壊されるほどのことはほとんどないですよ、野良猫のことで。まずは TNR、地域猫活動をすれば収まっていくことですので、それをぜひとも推進していただきたいと思います。引き取るのではなくて。

森口： 各地域の方たち、いろいろお見えになってると思います。何か、地域のご存じの情報とか、また県への要望、今のような要望とかございましたらと思いますので、マイクを回させてください。

順番に何か一言ずつ、ご要望とかございましたら。せっかくお越しいただいておりますので。

G： 私は、猫を飼っている地域では、やっぱり周りの人からの、近所からの苦情はとて多くて、回覧板でも餌やりをするなっていうことがよく回ってきてる。したら、市に言えとかいう話がいつも上がるってことは、やっぱり市はそういう捉え方をされていると思うんですね。言ったら駆除してくれる。それが今の近隣の中での受け捉え方だと思います。だから市報でも、せめて、そういう猫の引き取りはしませんが、TNR の活動を行いますみたいなことを早くしてほしいのもあるし。

ちょっとこれは定かではないんですけど、うわさに聞いた話ですけども、自治会の方が捕獲器を使って、よそへ捨てにいくっていうことも。やっぱり結局、尻ぬぐいは犬や猫に回ってきてると思います。だから。そこのお孫さんが学校で、うちのおじいちゃん、こんなんしとるでっていう話を言っていたらしいので。

服部： エリアを、全然関係ない所へ、山のほうへ持ってって、そこへと捨てるわけでは

ね。で知らん顔して帰ってくる。

G： そういうことに対しての違法、やっぱり違法ですよ。っていうのも指導していただかないと、結局、犬、猫の環境に対しては何も変わってこないで、その辺の呼び掛けをもうちょっとしていただけたらと思います。

服部：（####@00:47:33）の改正もありますし、これから新しいセンターが、「あすまいる」がどういうふうな運営の方向性をするか。実際、県としても対応を考えていただいていますのでね。できれば、私は個人的に思うんですが、里親さんを何とか探して、ちっちゃな猫ちゃんなんかだったら、インターネットとか、そういうのを使って、できるだけ里親探しをしていただいて、命をつなげていただけるとありがたいというふうな思いでおるんですけどね、殺処分しないです。だから（####@00:48:12）言うたら、きれいごとではないんですけど、また、ここで避妊手術をして、里親さんに飼っていただくか、それとも里親さんが避妊手術をしていただくかというような、いろんな窓口がありますので、そこにもそういったミーティングルームとか、そういう部屋もちゃんと用意してありますし（####@00:48:38）向き合って、皆さんが集まっていただいて、勉強会していただいたり、いろんな要望活動をしていただく場所もありますので、センターのほうでやっています。これから、場所を移してセンターのほうでやっていただくと、なお、行政のほうもしっかりとした、今はしっかりとした対応してくれてるんだろうと思うんですが、市、町との温度差が非常に多いものですから、その点を県のほうで（####@00:49:11）いただくということも含めて。私は里親づくり、里親を探すという、まず取り組みをしなきゃいけないのかなと思っています。

G： 市の方が取りにくるということはないですよ。

柴田： ないです。ないと思います。

安藤： そこまで。

柴田： 多分そこは、それはしてないと思いますね。

G： 例えば、誰かが捕獲器を使って捕まえて、うちの飼い猫やけど処分してほしいみたいなことを言ったら、引き取られる可能性があるってことですよ。

柴田 たとえ話で。ただ、そのたとえ話やったら、武藤さんがいつもおっしゃってるように、捕獲器に入れてきたら、普通は拒否すると思いますので。飼い猫やったら、抱っこして来れますよね、自分の所の猫やったら、とか、キャリーに入れるとかが普通やと思いますので、明らかにおかしいやつはこちらも考えますので、そういうのはないと思います。ただ、キャリーで持ってきた場合は、ケース・バイ・ケースだと思いますけど、対応は難しいと思いますけれども。

伊藤： でも、そのときに捕獲器に入れて持ってきたやつ、断っても、元へまた戻したかどうかというのは確認されますか？

G： 違う所へ、それこそ放りにいくと思うんですけど。

違う所へ放りにいったら一緒のこと。その場で帰ってって言うだけじゃ、の指導をされてる感じですか。自分たちで返しにいきますわっていう。

安藤： そこは正直、してないと思います。それは保健所も、どうしていきますとはさすがに言わないですね。

柴田： 保健所は、その人がここへ取ってきたという申し出に基づいて、保健所はさすがにそれは無理ですよ。だって、本当にその人が本当のことを言うかどうか分からへんので。

伊藤： でも、大体、最初、書類書くときは本当のことを書くはずやで。自分の住所とかは。

安藤： 公文書の偽造になってしまうので、最悪。

伊藤： 大体、本当のこと書くはずやで。そこへまた返すということを保健所の人がしてくれな。結局、その人また違う所へ持っていくか、入れたまま殺してしまうか、餌やらんと。

柴田： ただ、そこはちょっと。ごめんなさいね。さすがに。逆に言うと、最初からうそを書く気でもってきたら、逆に分かんないですよ。

伊藤： 何回も繰り返しとる人で、こうやってしたらしてもらえるとというのが分かったら、そうやるけど。初めての人がそこまで考えへんやろと思うで。だから、本当のことを書く。

柴田： 逆に言うと、初めての方やったら、その辺を話して理解してもらったら、普通は戻すんかなって、こちらも、性善説やないですけど、それによって今までは対応させてもらってました。

安藤： 相手に、元の場所に戻しなさいって言うときに、保健所も、この人は、言い方悪いですけど、怪しいなと思ったら、違う場所に捨てたら遺棄になりますって、罰せられる可能性はありますからねっていう一言は必ず付けると思います。

伊藤： それ言うても、あんまりそれ効果ないですね、放りたい人にとっては。

安藤： それを言い始めると、保健所がもらって、返しにいくっていうことになりかねない。それは、僕、保健所の業務ではないと思うんですね。

伊藤： だけど、そんなに遠い所にあるわけじゃない、保健所って各市にあるんやで、一

応。そんな遠い所にまた返しに(****イクワケジャ@00:52:23)ないんやで、自分所の市のエリアの中やで、返しにいくぐらいのことは。

安藤： それは、すみません。約束はできないです。多分、できないですね。そこまで、し始めたら行政サービスの一環ではないですよ。

伊藤： 数も少ないじゃないです、今？ でも。

松之下： すみません。そしたら、本人がその場所に返しましたっていう確認を電話で必ず取るとか、そういうシステムにさせていただいたらいいんじゃないかと思うんですけど。わざわざ返しにいくことができないというのであれば。

安藤： それが本当のことを言ってくれるか。

柴田： 抑止力っていうんですかね。今までやってた業務のこともあるので、いきなり変えられるかどうか分かりませんが、そういったご意見もあったということで、ちょっと時間かかるとは思いますけど、1回保健所の担当者ともいろいろ協議させていただいて、そういったこともできるかどうかということはどうも一回検討させていただきます。

松之下： TNRの活動はもちろんのこと、遺棄をしたりとかすることの、法を犯しているという事の啓発もできれば一緒にさせていただいたら、よその地域へ放ったりとかいうのは減るとは思うんですけど。多分、動物愛護法、変わったっていっても、ほとんどの人が知らないと思うんです、内容なんて。

安藤： そうですね。普通は、以前みたいに気楽に思ってた人が強制されただけかなっていう程度やと思いますので。

松之下： その辺も一緒に広めていけたらと思うし。

服部： 動物捨てたら罰金100万円。お金の問題じゃないんですけど。100万円払うから捨てるわ、そんな人もおるかも分かりませんがね。そんなような罰金制度もありますので。県も今度、新しく変わりますので、方向性も。われわれも一生懸命協力してやりますので、皆さんもボランティアとして参画していただいて、県と一緒にいい方向を見いだしていただいたらいいなというふうに思います。

ちょっとお尋ねしたいんですけど。私は三重郡なんですけど。ずっとグリーンネットさんの関係の方は鈴鹿、津、桑名と。四日市の方、きょうはどなたも、四日市(####@00:54:50)。

武藤： そうですね。きょうは四日市の方のご参加ないです。メンバーの中には菰野町の方は、すみません、いないんです。

服部： 四日市菰野のメンバーもたくさんやってみえる方もありますので、一緒に活動や
っていかれるといいのになっていうふうに思いますのでね。県は、これから、いろんな各
種団体、いろいろとやっている団体に声掛けて、その人たちの代表者が集まっていたい
で、そこでずっと県といろいろと協議して決めていきたいということをするということに
なってますので、一つの団体さんじゃなくて、たくさんの方の代表の方が集まって
いただいて、そこでいい方向性を見つけるというテラシマ部長が答弁してましたので。

森口： ありがとうございます。また、皆さまのお力でこの輪を広げていただきたいと思います。
います。よろしく願いいたします。

それでは、引き続きマイクを回していただけますでしょうか。何か、要望とか、解決策
などがございましたらお願いいたします。

I： 私はグリーンネットさんではなくて、津で活躍しているわん・にゃんこってという団
体に所属させてもらってるんですけど。TNR のことなんです。野良猫ちゃんて浜とかそう
いう所で自分で餌を取って、自分だけで生活をすると猫ちゃんに対しては TNR というのは
すごい、私は大事なことだと思うんですけど。わん・にゃんこのほうに要請が来る場合な
んですけど、子猫が生まれました、その子猫はどうして生まれたのかなと聞くと、うちに
餌を食べにくる、その子が子ども産んでしまった。産んでしまった子を何とかしてほしい
し、産んでしまった親を避妊してほしいっていう依頼とかが結構、来るんですね。

わん・にゃんこのほうでは、いったん、野良猫でも餌をあげてしまったら、飼い猫とい
うふうに判断をさせてもらおうっていうふうに、先生とお話をしてるんですけど。猫が来
て餌をやりました、餌をやったら子どもが生まれちゃいました、その子どもは何とかし
てほしいし、親猫も避妊手術してほしいっていう要望とか結構、来たりするんですね。で
も、それって、飼い主さんのモラルだと思うんです。餌をあげてしまった以上、その人に
猫ちゃんの責任はあると思うんですね。だから、勝手に猫に餌をやったら、勝手に増
えてしまって、何とかしてくれっていうのは本来、間違ってるんじゃないかなって、私は
思ってて。もっと、猫なり犬を飼う人たちの意識を高めるように行政のほうも、必ずそう
いう指導もしてほしいというか、1 回餌をあげてしまったら、それはあなたの飼い猫
になるので、避妊の責任はあなたが持ちましようとか(###@00:58:43)飼わなければ
なりませんとかっていうのは決まってると思うんですけど。

野良猫に餌をやった時点で、それは飼い猫と見なすというか。困ったから、餌をやっ
たら増えちゃったから何とかしてくれっていうのは、勝手やなって思うのが、すごくた
くさんあって。でも、餌やって、避妊手術代、出していただけますかとか、子猫は里親で、
私たちが頑張って里親に出しますって。でも、そこに住みついている親猫ちゃんに関して
は避妊手術代を出してくださいって。「避妊手術の病院の予約を取ったりとか、そういうのは
しますから、避妊手術代は出してください」って言っても、「そんなお金はない」って言う
んですよ。「そんなお金はないって、餌やったんでしょ」って言って。餌をやる人の意
識も、もうちょっと、餌をやった以上、その子の命はその人のものというか、飼い主
っていうふうに認識をしてもらって、ペットショップで猫ちゃんを買ってきたとしても、6 カ月
になったら絶対に避妊はしますっていう、そういう誓約書で、ペットショップに行って、
いついつに買った猫は、犬はありますよね、狂犬病みたいなのが。猫ちゃんも 6 カ月たっ

たら避妊手術をしましたっていう、そういうのを出すようにしたら、勝手に増えちゃったっていう猫ちゃんというのはなくなると思うんですけど。

服部： 登録制にするようなね。猫も登録制。

武藤： すみません。野良猫ちゃんに餌をやったから即飼い主になるということは、これはないんです。民法の定めがありまして、所有の意志があるかないかなんですよ。所有の意志がなければ、「自分の猫じゃない」と言ったら、その人の猫ではないです。ですから、その人に責任は一切発生しないです。そういうもんなんです、法律上。

誰が悪いのかっていうと、捨てた人が悪い、その猫を。避妊、去勢せずに外に出しっ放しにして猫を増やしてしまった、もともとの飼い主が悪いんです。そういう人たちがいるから野良猫たちが増えていった。その猫たちをふびんに思っ、餌やりさんたちは餌をあげてくれている。これはボランティア活動なんですね。餌をあげてくれている、これがボランティア活動です。そこに避妊・去勢手術をしるか、飼い主責任をしるか、こういう責任を負わせることはできないんです。

I： 海とかそういう所で餌をやってる分にはそうかも分からないんですけど。個人のうちに、何ていうの(#####@01:01:42)。

武藤： 同じことなんです。海に捨てられている子たちでも、餌やりさんたちはいます。でも、その餌やりさんたちに責任が発生するわけではないです。捨てた人が悪いんです。

I： でも、もともと野良猫っていたわけじゃないですか。

武藤 いえ。もともと野良猫っていうのはいないんです。捨てた人がいるんですわ。捨てた人がいて、その野良猫がどんどん繁殖していくと。繁殖した原因というのは餌やりさんのせいではありません。餌やりさんたちは猫たちを助けるために餌をあげてくれているんですから。この人たちは公益活動をされているんです。

I： でも、それで、栄養が、餌をもらうことによって、栄養バランスが良くなって繁殖しやすくなりますよね。

武藤 それはいいことなんじゃないでしょうか。餌をあげなければ餓死して死んでしまいます。だから、猫たちの命を助けてくれている方たちなんです。ですので、ここでもともと捨てた人は誰なのかっていうことを追及できないですよ。ですから、行政の方たちが手術をしましよとか、地域で見守っていきましようという活動が生まれてきてるんです。餌やりさんの責任であれば、行政はこんな活動なんか絶対しないです。先ほども飼い猫の手術は飼い主さんの責任ってはっきりおっしゃいましたよね。それと同じなんですよね。飼い主のいない猫は餌やりさんがいたとしても、その人に責任がないから行政の方たちが協力してくれる。地元の地域の方たちが協力してやりましようという、そういう運動が生まれているんです。

I : それは分かりますけど。むやみに餌をやるっていうのも、私はちょっとなんかなっ
ていうところがあって。もともと野良じゃなくて、もともと猫も野生の動物やんか。

武藤 : 野生の動物ではないです。餌をあげなければ死んでしまいます。だから、人のい
る場所の近くに必ず猫はいます。野生では生きていけない動物なんです。ですので、愛護
動物っていうふうになってます。

伊藤 : でも、Iさんの気持ちもよう分かるけどさ。餌だけやって手術もせんと、お金も払
えやんという、もう、でも、腹立つということやろう。

I : 腹立つとは言わんけど。

伊藤 : せめて手術のお金ぐらい払ってという感じやな。送迎までしてとかと言われてさ。

I : でも。払ってというか。でも、別にそもそも餌をやるって決めた、家の敷地の中に
来た猫に餌をやるっていう時点で。

伊藤 : 手術代ぐらい払ってという感じやな、本当のこと言うてさ。

I : だって、もっとその子に対して責任を持ってほしいって思うんです。勝手に餌やっ
て、餌やったからどうのこうのじゃなくて、餌をやるっていうことに対して、もっとその
個体に、猫ちゃんたちに対して、もうちょっと責任を持ってほしいっていうか。

武藤 : 私たちがボランティアやってますけれども、私たちに、保護をしているから、そ
のままずっと飼えとか、そういうことを言われても困るじゃないですか。だから、その人
もボランティアでやってるので、餌やりも一つのボランティアなんです。それ以上に手術
をしるとか、そういうことは言えないんですよ。ボランティアですので。

I : その辺が難。

武藤 : だから、責任がないので、ボランティアさんにはそこまでの責任はないので。

杉谷 : もし、それやったらさ、飼い猫と違う(####@01:05:46) 関しての手術、お金
がないんやったらさ、久居のセンター、どんと任せなさいって言ってもろうとんで、お
願いしたらいいやん。

安藤 : そういうもんじゃないですよ。

杉谷 : それはそうですよ。

安藤： いや、そういうもんじゃないと思います。

杉谷： これ、各市町村、全部回らせてもうたときに、職員の方が口をそろえて、野良猫とかそういう手術とか TNR を進めても、もうええって感じで、もう、そのうち久居にセンターできるから、そこで全部見てもらえるから、手術もしてもらえるから、ミルクもやってもらえるから、任せて大丈夫っていうことをみんな、ぽやーんと言うてました。だから、何となく各市が久居にものすごく期待をしてしまって、動いてくれないというところもあるのかなと思うと、私も久居のセンターのほうに期待をせずにはられません。

柴田： ちょっと待ってください。まず、1回話をあれなんですけど。I さんのご意見は別にそれを団体として、そういう考え、団体というか。

I： 個人で。

柴田： 個人でそういう考え方でされているのは別に何も悪いことでもないし、こちらは気持ちはよう分かりますよね。餌を勝手にやって。

伊藤： 餌やったら手術ぐらいしてって、そのお金ぐらいは出してって、やっぱり思うよね。

柴田： (#####@01:07:22) やし、別にそういう思いでやっていかれることが別にあかんとか、いいとかいう話やないので。ただ、確かに(****リョウキン@01:07:32) どこまで、本当に法的に、あんたは飼い主やで、しなあかんと言えるかどうかは別ですけど。別にそこまで、飼い主とかそうでないという話まで突き詰めなければ、一般にさっきのテーマ、道徳論じゃないですけど、あんた、餌やったやん、そのぐらいのことはしてもいいじゃないですかという話は全然いいと思うんですけどもね。そやから、そういう考え方もあると思いますし、武藤さんのようにそういう考え方も、いろんな考えがあるので、まだあると思ってますので。どれがいい、どれが悪い、ただ、確かに、最終的に争ったら法律で勝つ、法律で(#####@01:08:16) 司法の場で判断される、そこまでいけばの話なんで、別にそこまでいかなければ、別に。こうなったらこう、さっき言った飼い主責任はあるとか、ないとか、そこだけしっかり意識していただいて、別に活動してもらう分には、別にいいんじゃないかなと思いますけど。

松之下： TNR の啓発周知ができてないから、こういうことで食い違いが生まれるのであって、だから、県がちゃんと TNR を推進してます、その後の餌やりも、TNR も付いてきますよね。なので、そこまでやっていただいて、ケース・バイ・ケースっておっしゃらないで、きちんと全保健所を統一する何かを作って、県自体で同じ考えの下で進めたほうが良いと思うんですけども。

柴田： 県としては当然、集まりができることで、そこでこういったことをやっていきま

01:09:20)団体さん、団体さんそれぞれ考えがあるので、そこを別に県の考え方を押し付けるわけではないですよという、そこを言いたかっただけです。

D： 今度できる、久居にできる所がどこまで受け入れてくれるかっていうことですよね。手術のほう。

柴田： センターもそんな、でかいものでもあるわけないので、キャパもありますので。

D： でも、例えば両方の、私は餌やりをしてて、猫がうちにいっぱい来るようになって、捕まえては手術して、もう破産しそうなぐらい、いっぱい。高いんですよ、手術代が、めちゃくちゃ高いんですよ。

D： 1万円じゃ収まらないんですよ。メスだと約2万円。 2万円からですよ。

D： だから、本当におっしゃるように、1匹餌をやってて、その手術ぐらいで済んでたらやる、もちろん、本当に私はそれぐらいやってよって、私も思いますけど。本当にいっぱい抱えてくると、これは、私は何年間かずっとやって、個人的にお金をいっぱい出してるわけです。こんな請求するわけじゃないんですけどね。だから、久居ができて、そういうふうなことをしてくれると、ものすごい助かるんです。

伊藤： でも、その手術は誰がされるんですか、センターで誰が手術をされるの。

服部： 要はね、市、町の、市町の、つまり財源の問題だと思うんですよ。やっぱり、今、個人的にもボランティアでやってみえる方たくさん、自分の実費でやってみえる方、多いじゃないですか、皆さん。多分そうだと思います。財源をどう確保して市、町、市町にそういった今の TNR でリターンを、もちろん戻すわけですから、戻すときには実際に手術をして戻さなきゃいけない。それは、誰が金出すんだという問題になってくるんですよ。だから、県もそこも問題であって。県がどんどこどんどこ出します、出しましょうっていう形では、多分難しい状況だと思います。それは、半分は持ちますけど、市、町も出してくださいよとかね、そんな話にも最終的にはならざるを得ないでしょうということになりますので。その辺のそこは、またこれから県とも、私もしっかりと相談して、市、町にどういうふうな形取って提携を、連携をしていくかと、これも大事なことですのでね。市、町のほうにたくさん猫や犬が、犬はほとんど最近はもらい主がなかなかいなくなって、猫は、野良猫なのか飼い猫なのか分からない状況もありますし。それは県も今は難しい立場だと思います。各保健所が県へ持っていきや、今も言われたように、県へ持っていったら何とかしてくれるでしょうということも、多分もう、押し付けてるんだと思うんですよ。だから、要は予算、財源をどう確保するかです。

D： それっていつですか。財源を決める。

服部 これ、財源とかじゃなくて、これから方針を決めてくのは、もう今、これからです

から。5月28日にオープンしますので、それまでには大体どういうふうな形でやっていこうというのはもう決まってるはずなんです。3月3日に初めて、5月の28日というのがわれわれにも教えてもらいまして。それまでは日にちは決定してなかったです。だから、どういう方針でいくかというのは、あらためてボランティアの活動をしてみえる方と協議しながらいう方向に持っていこうというのが、今の鈴木知事もそういうふうにおっしゃっていますし、健康福祉部の伊藤部長もそういうふうにおっしゃっていますので。

各保健所の対応というのは、いい対応もたくさん、私らも知ってますのであれですけどね。もうちょっと、これからどう保健所と関わっていくか。それ県のほうで指導していきますので、その点だけは、ご了承いただくわけじゃないですけど、いい方向に皆さんと協議していくべきじゃないかなど。多分、県も、理事長もそういうふうにおっしゃっていたので、よろしくお願ひしたいと思います。われわれも(#####@01:13:33)して、いいバクアップできるようなことをしていきたいと思います。

D： 私も第1回るときに、例えば市政だよりとか、そんなんで生き物を大事にしましょうということを回してほしいというか、回覧でね。大体うちの地域、私、こっちに地域に入って、だいぶ前になるんですけど、やっぱり、誰かおっしゃったように、猫に餌をやるなっていう回覧が回ったらいいです。猫に餌やるとる人を見つけたら、警察ざたにするみたいなことまで書かれてたみたいで、それが怖くて餌をやらなくなった人がみえました。私がここへ来る前のことなんで。今までずっと餌をやっていたのに、急に餌をやらなくなったら、そこの子たちどうするの？っていうので、関わったことがあったんですけど。だから、回ってくるのは大体、餌をやるなとか、悪い方向の、猫に対する悪いイメージのことばかりが回ってくるんですよ。だから、法が変わったということも大体、年寄りには知らないんです。

服部： 反対する人というのは声の大きな。

D： 本当に捕まえて、本当に今さっきの方があったみたいに、捕まえてどっかに持っていったみたいです。自分所の庭にいなくなればいいっていう考えやから、自分所に来たやつを捕まえて、どこかに放りにいったの、それに気が付くのがすごい遅くなったので。

服部： 昔から、捨てに遠くまで、いろんな所に捨てたりね、田んぼへ入れてね(#####@01:15:14)。

D： そういう法が変わってるということは、罰金にも値するということが知らないみたいですね。ただ、単に、私はそんなことをどうのうこうのというと、「餌をやっているのが悪いんや」っていうんで、けんかみたいになるしかないの。本当に1回、市から、やっぱり地域の会長に言っても、賛成してくれる人、少ないみたいでね、それは。

服部： 自治会のほうでは。

D： それって自治会から、今度は会議にかけなあかんという。

服部： それは反対派もいますし、賛成の方もみえると思いますし。

D： だから、その会議にかけて。

服部： 難しいですね。

D： だから、市政だよりとか、市からの回覧ですっていうんでも、別にうそ書けて言うてるわけじゃないんやから、法が変わりましたって、捨てるのは犯罪です、生き物は大事にしましょう、それだけでもいいですから。生き物は大事にしないと気持ちね、やっぱり。そういうあったかい回覧だけでもいいので、地域全体に回して、かわいがっていきましようっていう回覧を作って、市から回してもらえませんか。地域に来たら、地域は絶対回しますから。それだけでもお願いできないかなって。

服部： いや、それは多分、いいんじゃないですか。

武藤： 今、津の話されてますけれども、津の保健所のほうに、今、私、津の管内で TNR をしてます。TNR をしていますという周知啓発の、先ほどありましたチラシを保健所さんに回してくださいと、2月の14日に言うてきました。ところが、今週、現場の状況が分からないから、津保健所では回せないというふうに回答が来たんですわ。状況なんて、そんなもん、見に行きゃ分かることですので、明らかにこういうことやりたくないというのがよく分かることだったんですけれども。そこのところも県のほうからご指導いただきたいということと。

あと、皆さまのほうにも、お手元のほうに資料がありますけれども、津保健所の相談、苦情受付簿ですが、猫の苦情に対して、餌やりさんに責任があるから民事で訴えること。

安藤： 何日分？

武藤： 9月20日の受付、民事で訴えることと。

柴田： 上、切れてるやつだね。

武藤： そうです。あおってるんですよ。これ、他にもありました、民事で訴えることっていうふうに書かれたものが。こういうことをして、地域のコミュニティーがつかれるでしょうか。餌をやるなという回覧を回せというふうに保健所がそそのかしたりとか、民事で訴えろというふうにあおったりとか。これが保健所の姿なんですよ。こんなことで地域のコミュニティーがつかれるわけありません。

安藤： 結果、そうなるときはあるかもしれないけど、それは指導ではないです。

武藤： ですので、ちょっと改めていただきたいなと思います。

柴田： この辺もよう、ちょっと分からんところもあるので、もう一回、確認して。

安藤： 誰が書いたやつ？

柴田： 誰が書いたかも、よう分からんし。1回、このメモですよね。このことやったら1回確認します。

武藤： 他にもありましたので、民事で訴えることって。例えば、車に猫のおしっこをかけられたとか、庭にうんこをされたとか、そういう苦情に対して民事で訴えろというふうに書かれていました。

柴田： 法的な判断やと、飼い主がおれば訴えることはできると思いますけど。所有者が分からない猫は飼い主がないので、それは確かに無理だとは思いますが。だから、そこを勘違いしている職員がおるんやったら、それは、その辺はちゃんと、うちのほうもきちっと、それは伝えていきます。

武藤： 以前、九州で判決が下されてますよね、野良猫の件で。それを引っ張ってきてるそうなんですけれども。

柴田： この、言ってる職員が？

武藤： はい、聞いたところ。でも、判決っていうのは、白を黒って言ったりとか、黒を白に言ったりとか、判決というのはその時々裁判官によって違いますもので、そういう判決をもとにこういうふうな訴訟問題とかに発展させるようなことを言うのは不適切ではないかなというふうに思います。あくまでも法律をもとに行政というのは対応していかなければならないと思いますもので。

柴田： おっしゃるとおりだと思います。ただ、かばうわけじゃないけど。

服部： なかなか、反対する人の声のほうが厳しいものですから、どうしても職員がそれに負けてしまって、それを突っぱねることが言えないんでしょうね。だから、それは、きちんとした形で担当者が法律的なことも含めて勉強しておかなきゃいけないということです。それを訴えてきた人に言えるぐらいの状況をつくるときゃいいんです、マニュアルを。これで言えと、このマニュアルで話しなさいと、それ以外の方はまた相談してこいということを言わないかんですよ。そこで結論を出さないで、だと思えます。

武藤： ありがとうございます。

森口： ありがとうございます。猫に餌をやったりとかの責任とかについて、各団体それぞれの意見、捉え方はさまざまですが、猫を思う気持ち、皆さん一緒だと思いますので、

これからもたくさんのご意見お願いいたします。また、久居のセンターの開所にあたっては、しっかりした規則とマニュアルを作っていたかかないと、その捉え方が各団体、違うと大変なことになりますのでよろしくをお願いいたします。

ここで一つ、メッセージがございますので、ご紹介させていただきます。

第 2 回意見交換会が盛大に開催されますこと、お喜び申し上げます。本日、県議会常任委員会開催のため出席できず失礼をいたします。これからも実りある活動を継続していただきますとともに、ご参加、皆さまがたのますますのご活躍、ご健勝を心よりお祈りいたします。三重県議会議員、青木けんじゅん様。ありがとうございました。

それでは、最後の議題に入らせていただきます。収容動物ケア体制の確立、こちらの議題に入ってまいります。離乳していない猫の取り扱いについて、A、B、C がございます。A と B については資料をいただいております。C は資料がございますので、ご覧ください。こちらについてのご説明をお願いいたします。

安藤： C なんですけど、A、B は別に隠してるわけではなくて、今回の資料の作成のご依頼を先週、理事長からいただきまして、すみません、各保健所も私も含めて、業務で詰まるところがありましたので、少しボリュームがありましたので、一度、理事長に相談させていただいて、少し減らしてもらえませんかという提案を僕からして、申し訳ございませんが、A と B については集計のほうを保健所からもいただけていないので、C についてだけ、せめて出してもらおうという形で回答を作らせていただいております。

今回、ご質問いただいている、県が、先ほどの 2 番目の項目と同じ期間中に、離乳していない猫の取り扱いについて保健所別でというお話でしたので、集計を取りました。給餌をしなかった頭数を集約したところがこの答えになります。桑名保健所、概数で書くということだったので、桑名保健所については 40 匹。鈴鹿については 51。津は 12。松阪は 0。伊勢は 30。志摩 17。伊賀 39。尾鷲 72。熊野 54、というのは集計結果になります。

以上です。

森口： こちらの要望といたしまして、給餌、またミルク猫のことなんですが、24 時間体制で業務を行ってほしいという要望が前回からございました。それについて、お話をお聞かせください。

安藤： 前回、理事長から要望書のほうをいただきまして、それについてご回答のほうは差し上げてるんですが、現状、24 時間体制というのは、シフト制については敷くことはできていないですし、今後、現実化するかどうかというのも、正直、難しいお話になります、これについては、です。丸投げというのはもちろん、ないと思うんですけど、すみません。今後ともボランティアさんの協力であったり、職員のマンパワーにはなるかもしれないんですけど、そういったところで、せめて 1 匹でも譲渡に回すことができるように尽力はしていきたいと考えております。生存の機会を与えられるようにというところでさせてもらいたいと考えております。

武藤： 先ほど 24 時間体制のシフト作成が難しいというふうにおっしゃられましたけれども、難しいというのは何が難しいのでしょうか。その原因というのは何でしょうか。

柴田： 24時間ということは1日中24時間ということです。24時間、ずっと1日、夜も昼も関係なしにということやと思いますけれども。正直、マンパワー、職員の数の問題もありますし、その辺は今の現の体制でそこまでというのは非常に難しいとしか言いようがありません。

武藤： 人手が足りないとおっしゃられますけれども。保健所内の衛生指導課の中でも8人ぐらいは大体、職員さんいらっしゃいますよね。8人いれば大丈夫だと思います。あと、駆除目的の子猫を引き取らなければ全然OKだと思います。いけると思います。これはやらなければ法律違反だと思います。やるのが当たり前の業務だと思いますもので、8人いれば絶対できると思います。

柴田： 私の研究不足やったら申し訳ないですけども。もし、本当にこれをやらなければいけないということであれば、全国どこの自治体もやっているはずなんですけども、そういった状況ではないんですね、今。

武藤： みんな法律違反だと思います。

柴田： だから、それで、法律違反ということによろしいかなと思うんですけども。こちらでもできることはしたいと思ってます、当然。ただ、その中でやっぱりできることはありますし。先ほど、衛生指導課の大体、保健所に8人ぐらいおると言いましたけれども、衛生指導課の仕事は他にも食品の許可の事務だったり、それから旅館業(#####@01:28:07)理容所、美容所、いろんな業務の中に動物というのもありますので、その8人が全部動物のことに対応できるわけではないんです。8人が全員就ければいいというものでもないです。そもそも、労働上限とかも決まっていますので、1人の者が頑張るというの厳しい状況です。人をどこまで増やしていけるのかというの、なかなかそれはすぐに、はい、できますという状況ではないと思います。その中で、うちらとしてできることということで、今、現にできる範囲で個人的に頑張ってる職員も中にはおるわけです。ただ、そのものやったら全員やれって、これもまたできる話ではございませんので。こちらとしては現行の体制の中でしか話はできませんので、それやったら24時間をもしも、やれと言われると、不可としか、それはできませんと、課の中で頑張らせていただきますとしか回答はできません。

K： すみません。私は子猫専門でボランティアをやっているんですけど、去年の夏、子猫を3匹預かったんですけど、保健所に2日、3日ほったらかしだったんですよ、お休みだったかなんかで。それからボランティアに預けられても、子猫って半日で容体変わるんです。職員さんが引き取ったすぐにボランティアにいつも丸投げですよ。丸投げしてたら、その3匹助かったと思うんです、多分ね。その1匹だけが助かったんですけど。その死に目に会う私らの気持ちも考えてほしいんです。休みだからって子猫をほったらかしにしないでください。24時間体制で見れないのであれば、業務期間中、時間内に届けられたものなら、それを即座と何とか進めてほしいんです。朝起きたら容体が悪くなって、先生の手

に私は飛んで行きました。ちっちゃな子だから、どうしようって先生としゃべっとる 2 時間のうちに容体が見る見るうちに変わってきました。素人の私でも分かりました。それが 2 日も 3 日も保健所にほったらかしだったという猫です。

武藤： まず、ミルクって 1 日中あげてるわけじゃないので、それに、ミルクやるのに何か技術が要るわけでも資格が要るわけでもないですので、誰でもできることです。ですので、やろうと思えばできることですので。

K： 先生は 3 時間おきに、みんなボランティアさん 3 時間おきに起きてやってるんですけど、きっちりした人は本当の人間の赤ちゃんみたいに 3 時間おきでやっています。でも、ごめんなさい、私、ずぼらなもので、自分が寝るまでぎりぎりの時間までに腹いっぱい、揺すって腹いっぱい飲まして、私は一晩寝るんです。ミルクの子は寝ます。だから、帰る前にしっかり与えていってくれたら朝まで持つ、あったかくしておいてもらえば持つ可能性はあります。多分、持ちます。

柴田： 課のできる範囲でっていうことで(#####@01:31:53)。

K： できます。できる範囲でいいです。でも、休みだからってほったらかしにしとかないでください。

―― それは遺棄と一緒にじゃないですか。

武藤： 虐待です、これは。

K： それだけは。私、初めてこれに参加したんですけど。これだけは言ってこないと、心に決めてやって来ました。

柴田： それは桑名？

K： 榊原温泉口の駅で保護した子やで。

―― 津や。

武藤： すぐにボランティアさんについていうことは、まず無理だと思うんですね。いつでもボランティアさんが動けるっていうわけでもないですし。ボランティアというのは当にしない。自分たちで何とかするという体制を取っていただかないと、不幸な猫ちゃんがたくさん出てきてしまいます。

杉谷： すみません。久居のセンターというのは 24 時間体制ではないのですか。

安藤： 違います。

柴田： 違います。

杉谷： ということは、5時15分にミルクをあげて、次の朝の8時半までなしということでしょうか。

安藤： 久居のセンターで子猫を取り扱うかどうかというのは、まだそこまでは決まっていないんです。

柴田： 決まってないというか。

安藤： というか、恐らく(****ナンイウノカナ@01:33:12)

杉谷： 職員さんはミルクもあそこに行ったら世話してもらえると。

安藤： それは誰が言ってたんですか(#####@01:33:17)。

杉谷： 保健所の、各保健所の職員さんたち言っておりました。「すごい」っても言っておりました。大丈夫。

安藤： そういうお話をしたことは。

杉谷： それはないということで。

E： 結局、全部が全部、責任をさ、よそに押し付けとるだけで話が全然進んでないということですよ。

森口： やはりきちっとした規則、マニュアルをしっかりと作っていただいて、報告をお願いいたします。

時間の都合により、最後のほうへ進めさせていただきます。

負傷動物の治療についてですが、実際、治療されていない現状は見られます。今のお話もそうですが、虐待とか遺棄になります。ここで、村木さんよりお話がございますので、皆さんお聞きください。ムラキさんにマイクをお願いいたします。

村木： すみません。遅れて来させてもらいました村木と申します。

ここの診断書のページでいただけてますけども。

武藤： 12月19日の収容動物の診療簿と、ジャガーくんの診断書についてです。

村木： この子が去年の年末の12月19日に保健所に保護されました。この子は3月頃から大体9カ月間放浪してて、かなり苦情があったために、保護した段階で骨折を職員さん

は確認してたんですけども、野犬ということで治療はなしで、公示もなしでした。年内に処分予定ということだったんですけども。この子に関しては、放浪しているときに保護しようとしてた方がいらっちゃって、その方が鑑札も取って登録されてたんですね。それなので、それやったら飼い犬を処分するんですかっていうことで交渉させてもらって、取りあえず年内処分はなしっていうことまで26日の日に決定してくださいました。そのときも治療というのは全くされてませんでしたので、こちらでも動物病院も年内28日で終わる所がほとんどですので、何とか病院に連れていきたいのでということで、もう一回お願いして、27日の日に一時預かりということで預らせてもらって、四日市市のほうの病院に診察していただいたら、即入院ということで、大体1カ月半入院して、今は保護された方のご親戚のおうちでいるんですけども。

こういったケースっていう場合、22日の日に問い合わせた時点で排せつもきちっとしてるので、多分交通事故に遭ったんだろうけども、内臓に損傷はないだろうっていう保健所の獣医師さんの診断でしたので、それやったら、骨やったらどうなりこうなり、くっ付いたら治ることなので。要は、命の危険性があるような状態で処分っていうんなら分かるんですけども。ただの骨折で処分っていう判断ってのが納得がいかなかったのと。あと、治療が遅れたために回復も遅れたというような診断書もきちっといただけてますので、できたら、こういうケースの場合、速やかに治療というのをお願いできたらと思うんですけども。そういうのは保健所のほうでは全くご無理なんですか。

柴田： 無理というのは、保健所で治療とかっていうことは。

村木： 応急処置ぐらいでもしていただけてたら、もう少し治療も長引かずに済んだかもしれせんし。その子も痛いすもんね、骨折ですから。

柴田： 前回の回答でもちょっと話しましたけど。一応、保健所はしょせん、保健所の犬舎は診療室じゃないので、そこまで手厚いことはできないのが正直なところですので。獣医師会さんとかにけがしたり、骨折とか、そんなやつがあれば獣医師会さんの動物病院に預けて治療してもらおうということはしてるんですけども。これがなぜ、そういうのにならなかったかどうかというのは、このケース、なぜそういうことになったかはよう分かりませんが。基本的には飼い犬とか、そういうやつで、そういうのがあるんやったら、そういう可能性があるんやったら、基本的には動物病院さんをお願いして治療を加えていただくような制度はできているはずですので。

村木： 飼い主さんに返還というのが、苦情が出ている子なので、もしか飼い主さんがまた逃がしてしまった場合に、また保健所は何しとるんやっというおしかりを受けるので、その方を飼い主とは認められないので返還は無理ということだったんですよ。それもどうかと思っただんですけども。

柴田： これだけでは何ともいえないので、1回また、そちらのほうには確認をしてみます。

村木： その子その子で一番いいように考えていただきたいので。この子の場合でしたら、

やはり飼い主さんに返していただいて、速やかに治療をするのが一番良かったんじゃないかなと、今も思っている。今度からも、こういう場合があった場合も同じような感じになるんでしたら、私も非常に残念なので。

武藤： 飼い主がいそうな子だけしか動物病院に連れていかないっていう感じですよ、今の体制ですと。

柴田： 飼い主というか所有者が。

武藤： 飼い主がないような子でも。

柴田： そうですね。すべきことは。

武藤： 治療はすべきだと思いますけれども。

柴田： すべきだと思いますし。そこはそうやと思います。

武藤： 今現状、1匹あたり2万円が上限、動物病院で大体2万円が上限というふう聞いてますけれども、2万円じゃ、とてもじゃないですけども、重病の子が入ってくるような保健所に来た子の治療はできないと思うんですね。ですので、上限を30万ぐらいにしても変わらないと。骨折の子は治療、なかなか行ってもらえないと思うんですね。入院しなくちゃいけない、手術もしなくちゃいけないとなると、病院に払う金額というのは本当に高額になってきますので。

柴田： 上限設けないときりがないともありますので。ある程度めどはあるとは思いますが、だからって、2万円で何もしてない、先生も、これは飼い主が今のところ分からない犬や猫っちゅうの分かった上で、だったら、確かに、普通、飼い主さんおれば、飼い主さんからもらえるから手厚いことはできるかもしれませんが、その辺がちょっと。こちらのほうが予算がありますので。何でもかんでも無制限というのは、それは非常に厳しいものですから、それで設定はさせてもらって、動物病院との話し合いの中でできるだけのことはしてくださいということでやってるので。過去のケースでは骨折を本当に2万円でできる可能な範囲で治していただいて、それで飼い主さんも現れて返したということもあって。別にその後は問題があったということは聞いていませんので。上限がないからというのは(###@01:43:30)その範囲内ではできることをしていただいて、それは動物病院さんもそういうのを分かった上で、多分、無報酬じゃないですけど、動物病院さんとしてもその辺は分かった上でやっていただいて、これは獣医さんと県とお互いにその辺はお願いしてやっているところなので。普通の患者さんの払う2万円とは意味が違うと思いますので、そこら辺だけは。

武藤： 実際に、野良猫みたいな、野良犬みたいな子には治療をほとんどしていないというケースが見受けられました。それも、やはり2万円という上限があるので病院に連れて

いけないということがあるんじゃないかなと思うんですけども。

安藤： 各保健所に枠があるわけではないので。

柴田： 1頭1頭の話。

武藤： 1頭1頭ですよ。

安藤： 1頭1頭なので、2万円だから、この子というのはないと思うんですけど。

柴田： ないと思いますけども。もし、あれやったら、また、それ、どこのやつ。どこのやつか分かれば教えてください、そしたら。

武藤： 例えば、1月27日の、これは松阪保健所の分ですけども、起立不能、出血あり、顔面に外部損傷あり、付近の道路に出血痕あり、1月27日に収容して容体に大きな変化なし。2月2日に殺処分に戻してます。こういうのも、明らかに交通事故ですもので、保健所内の設備で何かできるということはまずないと思いますもので、動物病院さんのほうに連れて行っていただきたいなと思うんです。

杉谷： 松阪の件は、その後、この子は何もされないまま殺処分となっております。伊賀の件のほうは抗生物質とか投与してもらいまして、伊賀の5月13日の件は食欲も良好になって、えっ？と言うて、最後は殺処分なんですわ。これっていうのはわざわざ捕まえにいて殺処分ということは駆除と同じになるんじゃないでしょうか。

柴田： 駆除ではないですよ。

杉谷： 良好になった子をセンターで殺処分ということは駆除になってしまうんじゃないですか。

柴田： それは違います。

杉谷： 良くなったら、そこへ戻しにいけばいいんじゃないですか。

F： 猫やから。猫ですから、戻しになっても問題ないとは。

武藤 元気になった子はリリースするのが普通じゃないかなと思うんですけども。

E： なんで殺処分になったの？

武藤： 「攻撃性があったから」って言ってました。そういう理由でした。

杉谷： 知らん人見たら、誰かてシャー言いますよね。

―― 言いますよね。

―― 人間でも。

杉谷： ですよ。家の子でも具合悪いときはシャー言いますよ。

森口： 12 時になりましたので、ここで終わらせていただきたいと思いますけども。たくさんのご意見、皆さん、きょうは本当にありがとうございました。まだまだ平行線ではございますが、一つ一つ良い方向へ向かうことを願っております。村木さんのお話をもちまして、これで議題全て終了となります。また次回、この場を設けさせていただきますので、ぜひ皆さま、ご参加いただきたいと思います。

ご来賓の皆さま、行政の皆さま、本日はお越しいただきありがとうございました。

一同 ありがとうございました。

(了)